

事務連絡
令和3年12月1日

各都道府県建設業協会事務局長 殿

一般社団法人 全国建設業協会
専務理事 山崎 篤 男

水際緩和措置と事業所管省庁による事前審査の停止について

平素は、当会の業務運営についてご高配賜り厚く御礼申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策についてはご協力いただき誠にありがとうございます。

このたび、国土交通省から当面の間、予防的措置として、措置を停止し、これに伴い、11月30日（火）午前0時から当面12月31日までの間、査証や審査済証を取得済みであるか否かに関わらず、以下のような取扱いとなる旨通知がありました。

- ①外国人については、新規入国自体ができません。
- ②日本人の帰国者については、厚生労働省の「特定行動のガイドライン」（別添1）に定める待機期間中に行動管理の下で認められる活動ができなくなり、日本人帰国者は14日間自宅待機（自宅等への移動は自家用車かハイヤー）が必要となります。
- ③日本人帰国者のうち、待機10日指定国から帰国した者は帰国後最初の10日間は指定された宿泊施設に、待機6日指定国から帰国した者は帰国後最初の6日間は指定された宿泊施設に、待機3日指定国から帰国した者については帰国後最初の3日間は指定された宿泊施設での待機が必要となります。

（待機日数指定国については日々変更するため、外務省HPで確認のこと）

つきましては、本件措置について貴会会員企業の皆様に対し、周知方よろしく願いいたします。

以上

事 務 連 絡
令和 3 年 1 1 月 2 9 日

関係団体等の長 各位

国土交通省 不動産・建設経済局 国際市場課長

【（重要）周知依頼：水際緩和措置と事業所管省庁による事前審査の停止について】

平素より国土交通行政の推進にご理解・ご協力をいただいております、誠にありがとうございます。

さて、11月5日付の連絡等で貴団体所属企業への周知等をお願いした標記の件につき、世界的な新型コロナウイルス感染拡大の状況を踏まえ、予防的観点から当面1か月の間、措置を停止する旨等の連絡が参りましたので、お知らせ致します。

これに伴い、11月30日（火）午前0時から当面12月31日までの間、査証や審査済証を取得済みであるか否かに関わらず、以下のような取扱いとなりますので、ご注意下さい。

詳細は、厚生労働省のHP等をご確認下さい。

記

- ①外国人については、新規入国自体ができません。
- ②日本人の帰国者については、特定活動ができなくなり、すべての日本人が14日間自宅等待機（自宅等への移動は自家用車かハイヤー）が必要となります。
- ③日本人で、10日、6日、3日指定国から帰国する者については、それぞれ10日、6日、3日の間、検疫所長が指定するホテル等での待機が必要となります。

以上、貴団体所属企業への周知等、よろしくお願ひ致します。なお、本措置の詳細については、厚生労働省のHP等をご確認下さい。

<本依頼自体に関する問い合わせ先（※）>

国土交通省不動産・建設経済局 国際市場課 03-5253-8111（内線：24621、24618）

※ 制度自体に関するお問い合わせは、厚生労働省HPに掲載されているコールセンターまで。

※ 建設企業・不動産企業の申請等に関するお問い合わせは、国土交通省HPに掲載されており、（一社）建設技能人材機構 03-6453-0225まで。

関係団体等の長 各位

国土交通省 不動産・建設経済局 国際市場課長

(周知依頼) 水際対策に係る新たな措置と事業所管省庁による事前審査について

平素より国土交通行政の推進にご理解・ご協力をいただいております。誠にありがとうございます。

さて、この度、下記の水際対策に係る新たな措置が実施されることが公表されましたので、お知らせ致します。貴団体所属企業への周知等、お願い致します。

記

1. ワクチン接種済者に対する入国後の行動制限の緩和について

商用・就労目的の3か月以下の短期間の滞在者等について、受入責任者（企業等）が業所管省庁（※1）に申請を行い、審査を受けることにより、受入責任者の管理の下、入国後の待機期間中の行動制限を緩和（10日待機 → 3日待機＋7日行動管理）。

2. 外国人の新規入国制限の緩和について

受入責任者（企業等）が業所管省庁（※1）に申請を行い、審査を受けることにより、受入責任者の管理の下で、以下の者の新規入国が可能。

- ①商用・就労目的の3か月以下の短期間の滞在者
- ②全ての長期間の滞在者（※2）

※1 建設企業・不動産企業からの申請は、国土交通省宛てに行うこととなります。

※2 長期間の滞在者には、技能実習生、外国人建設就労者、特定技能外国人が含まれます。

ただし、技能実習生等はワクチン接種済者に対する入国後の行動制限の緩和の対象外です。

<本制度の詳細について（厚生労働省 HP を参照）>

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00318.html

<建設企業・不動産企業が行う申請について（国土交通省 HP で随時更新）>

https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/tochi_fudousan_kensetsugyo_tk3_000001_00001.html

<本依頼自体に関する問い合わせ（※）>

国土交通省不動産・建設経済局 国際市場課 03-5253-8111（内線：24621、24618）

※ 制度自体に関するお問い合わせ窓口は、上記の厚生労働省 HP に掲載予定です。

※ 建設企業・不動産企業の申請等に関するお問い合わせは、国土交通省 HP に掲載されておりますとおり、（一社）建設技能人材機構 03-6453-0225 までお願い致します。